



報道関係者 各位

平成27年10月8日

【照会先】

鹿沼労働基準監督署

監督課長 須藤 啓一

安全専門官 増渕 豊

(電話) 0289-64-3215

鹿沼市と連携した初の健康管理セミナーを開催します！

～ “健康！？^{※1}カモシカ対応” 講座～

鹿沼労働基準監督署（署長 ^{いぐちえみたか}井口恵貴、管轄は鹿沼市）管内では、定期健康診断の有所見者の割合が増加し続け、昨年は56.7%で、全国や栃木県内のデータと比較しても高くなっています（※2）。

また、平成27年12月1日から、労働安全衛生法上、メンタルヘルス（こころの健康）対策として、こころの不調の1次予防のための「ストレスチェック制度」が義務となります（労働者50人未満の事業場は努力義務）。

このような背景を踏まえ、鹿沼市（保健福祉部健康課）と連携し、下記のとおりセミナーを開催することにしました。このようなセミナーは当署として初めての取組となります。報道関係者におかれましては、是非、当日会場にお越しいただければ幸いです。

記

- 1 日時 平成27年10月13日（火）14時00分～（16時20分頃終了予定）
- 2 場所 鹿沼市民情報センター 5階マルチメディアホール
（鹿沼市文化橋町1982-18）
- 3 内容 ① “健康！？カモシカ対応” 講座（健康診断結果の見方と改善方法）
「鹿沼市保健福祉部 健康課」担当者より説明
②改正労働安全衛生法「ストレスチェック制度」について
「鹿沼労働基準監督署」担当者より説明

※1 「カモシカ対応」とは…使用者、労働者などが、他人任せにするのではなく、それぞれの立場で、もしかしたら、〇〇して△△になるかもしれないと具体的に考え、対策を実践し、労働災害や健康障害の防止のための対応を図る運動のことです。鹿沼労働基準監督署の造語で、平成26年6月から鹿沼地区で展開しています。

※2 定期健康診断の有所見率（平成26年統計）は、全国の統計と比較して3.4ポイント以上高く、栃木県内の統計と比較しても1.3ポイント以上高くなっています。とりわけ、脳・心臓疾患発症のリスクが高くなるとされる、「血中脂質」、「血圧」や「血糖」項目でも高くなっていることが目立ちます。

○添付資料

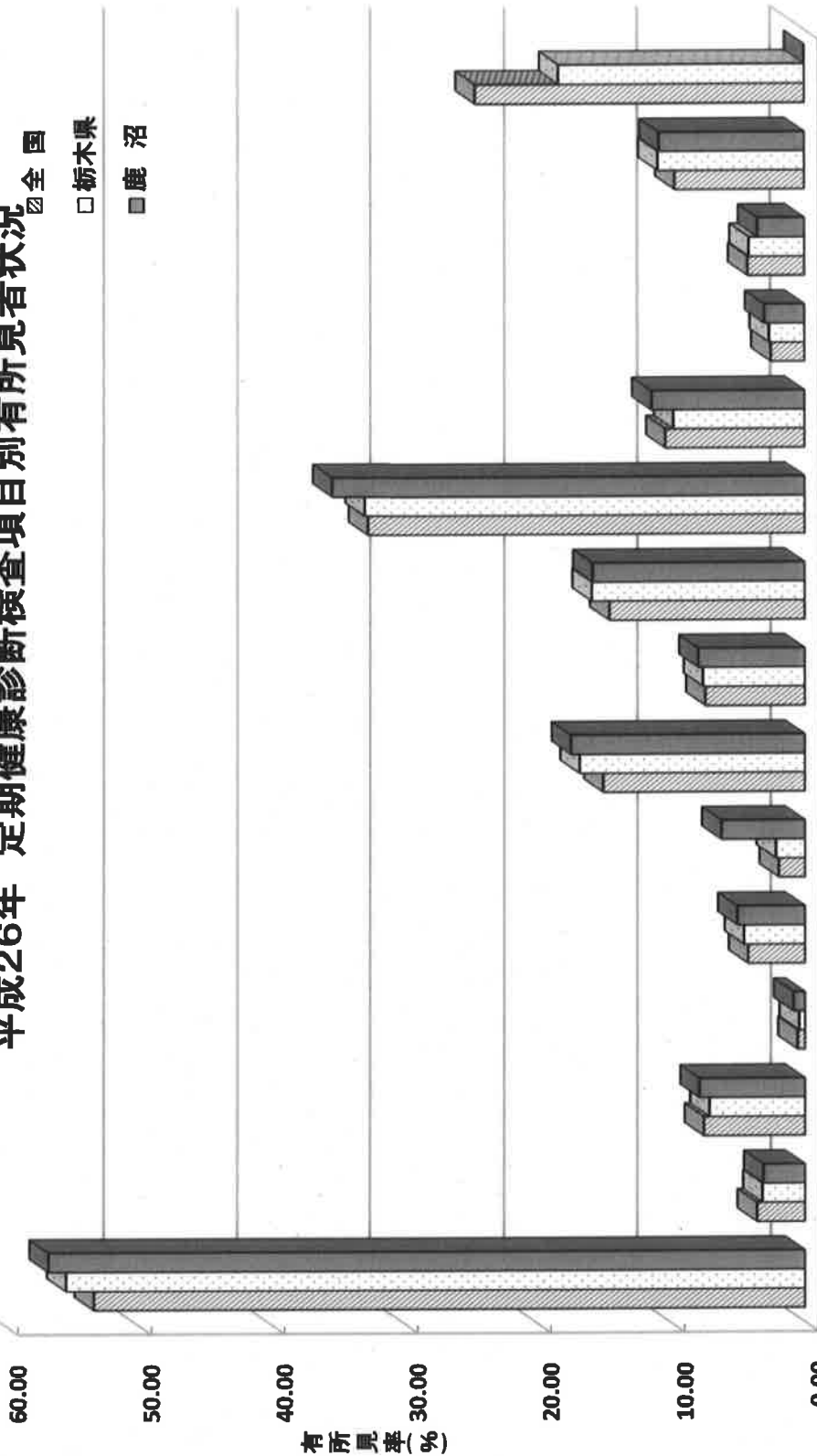
- （1）平成26年 定期健康診断検査項目別有所見者状況
- （2）定期健康診断における有所見率状況（図1～4）
- （3）「健康カモシカ」（鹿沼労働基準監督署作成）
- （4）リーフレット「2015年12月からストレスチェックの実施が義務になります」

平成26年 定期健康診断検査項目別有所見者状況

全国

栃木県

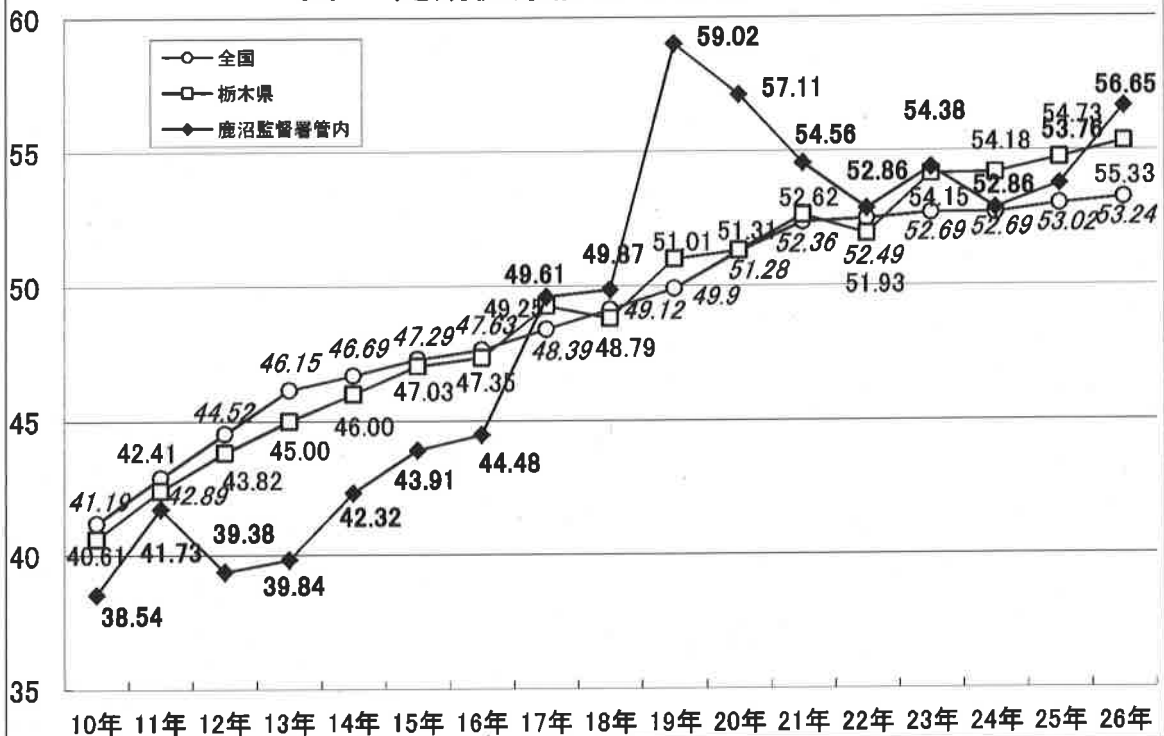
鹿沼



検査項目	全国	栃木県	鹿沼
有所見者	53.24	55.33	56.65
聴力 1000Hz	3.56	3.15	3.08
聴力 4000Hz	7.52	7.10	7.85
聴力 (他)	0.53	0.42	0.84
胸部 X線	4.21	4.52	5.01
喀痰	1.91	2.13	6.21
血圧	15.06	16.83	17.48
貧血	7.41	7.59	7.94
肝機能	14.62	15.92	15.86
血中脂質	32.69	32.95	35.37
血糖	10.41	9.81	11.45
尿(糖)	2.48	2.61	2.96
尿(蛋白)	4.22	4.13	3.48
心電図	9.71	10.98	10.90
歯科	24.74	18.43	0.00

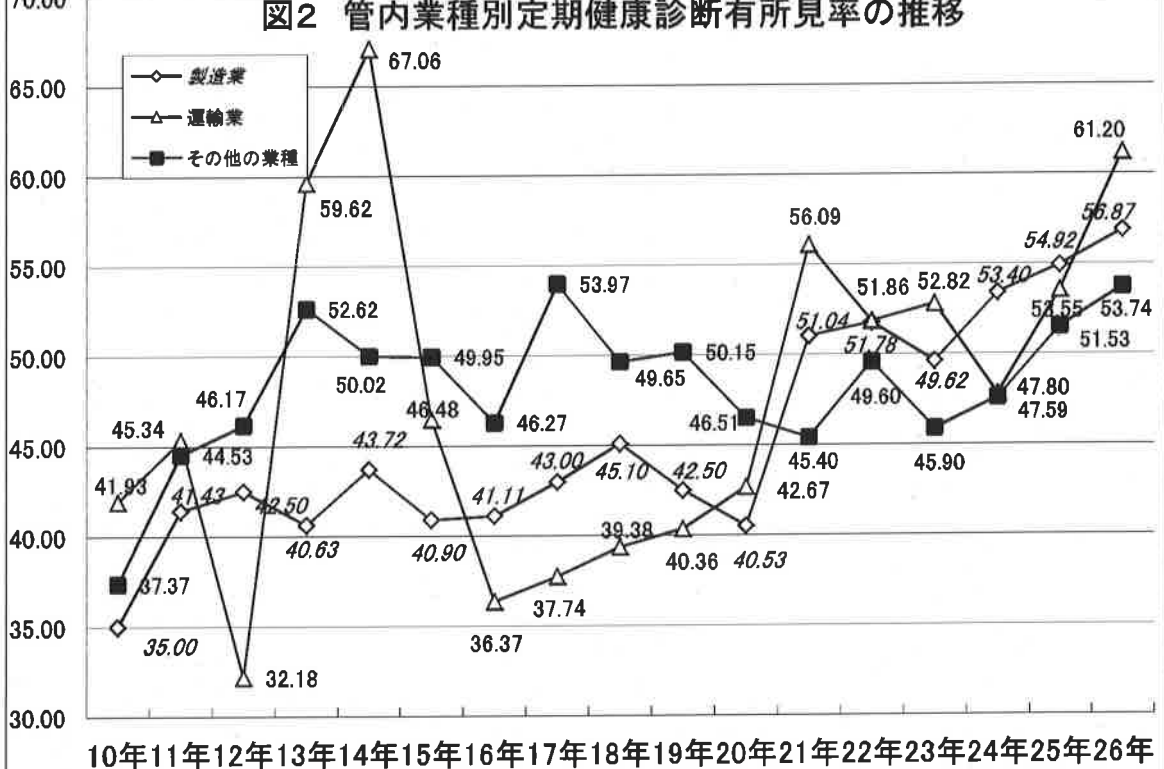
(単位:%)

図1 定期健康診断有所見率の推移



(単位:%)

図2 管内業種別定期健康診断有所見率の推移



(注)定期健康診断結果報告(労働者50以上の事業場に提出義務)に基づく数値である。

図3 生活習慣病関係項目における有所見率の状況(平成26年)

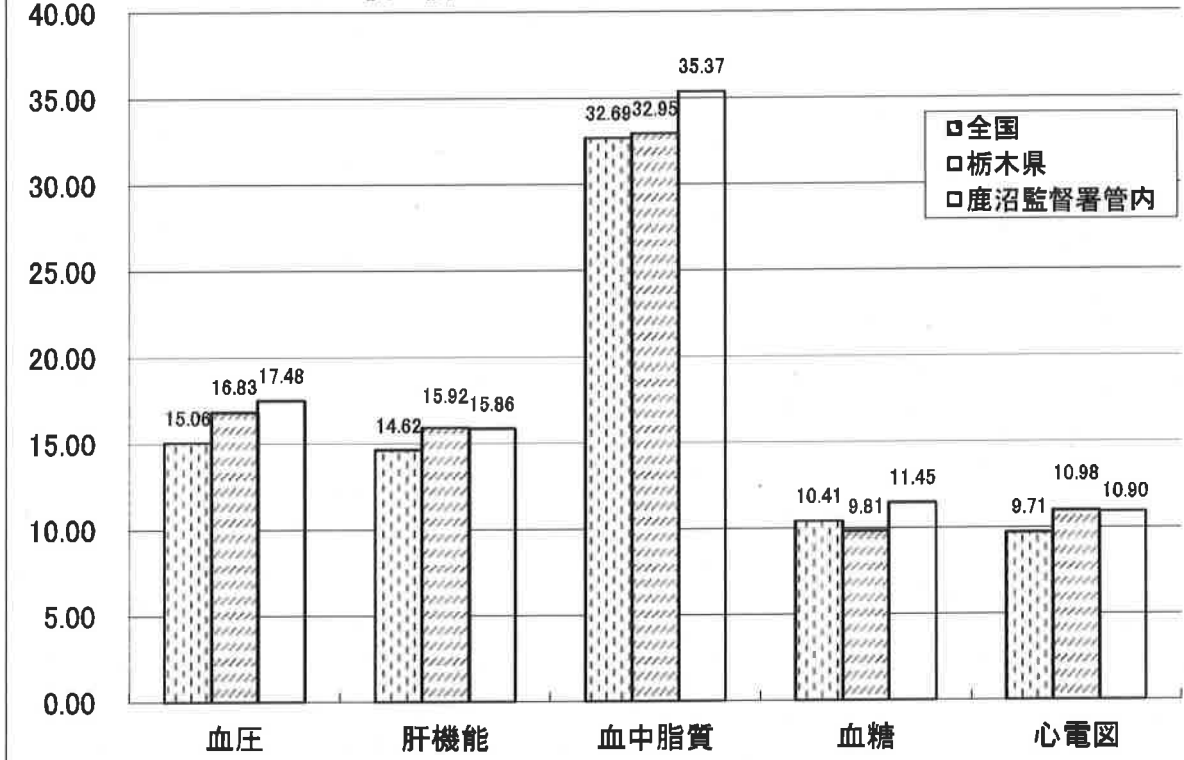
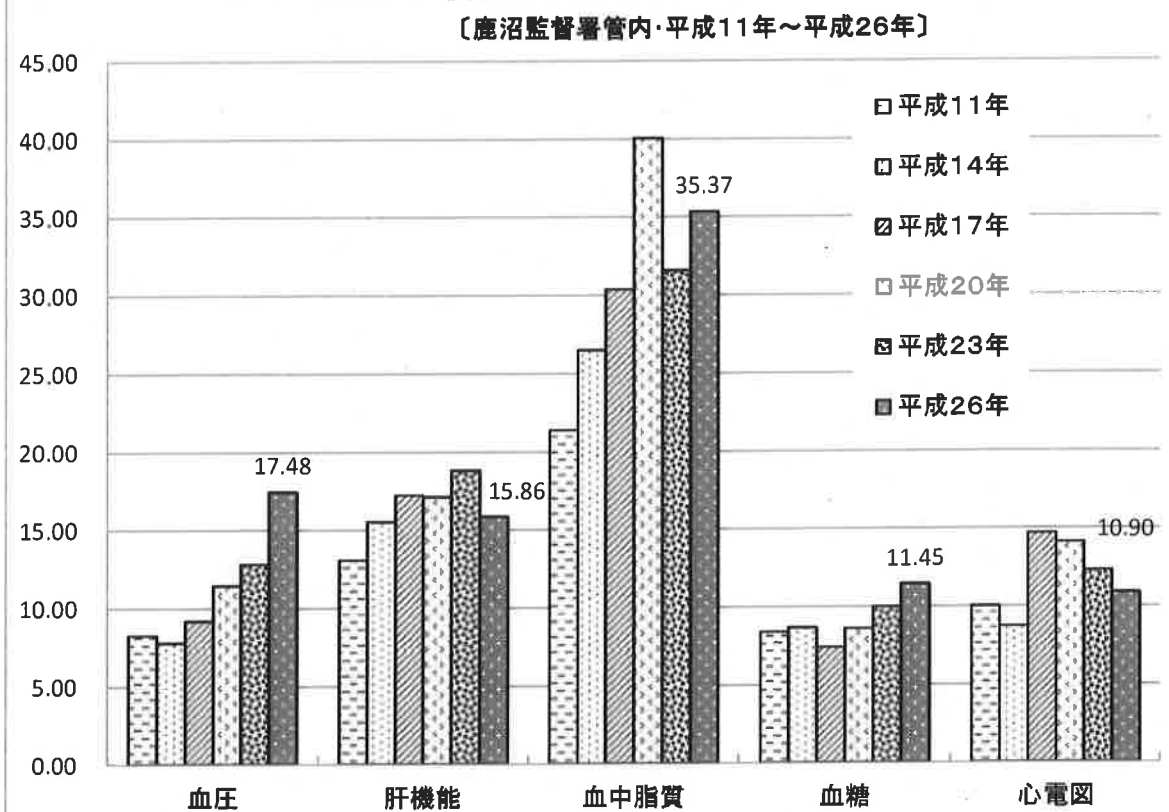


図4 生活習慣病関係項目における有所見率の推移
〔鹿沼監督署管内・平成11年～平成26年〕



(注) ①定期健康診断結果報告に基づく50人以上規模の数値である。

健康力モシカ

もしかしたら ○○して (カモシカ要因)	△△になるかもしれないので (カモシカ事例)	※◎◎する (カモシカ対応例)
働きすぎで…ストレスがたまり…	持病 (高血圧…) が悪化して… (既往症の自然経過による増悪を超えて) 脳梗塞や心不全になるかもしれないので…	[会社]
	胃潰瘍 (慢性じん麻疹、うつ病…) に なるかもしれないので…	[会社] [個人]
残業が続いて…睡眠不足で…	睡眠障害 (うつ病…) になるかもしれないので…	[会社] [個人]
不規則な生活で…栄養が偏って…	肥満症 (脂質異常症、糖尿病、高血圧症…) になるかもしれないので…	[会社] [個人]
脂肪や糖分、塩分を摂りすぎて…	肥満症 (糖尿病、高脂血症、高血圧症…) になるかもしれないので…	[会社] [個人]
(マイカー通勤などで) 運動不足で…	肝機能障害 (アルコール依存症…) になるかもしれないので…	[会社] [個人]
お酒の飲みすぎで…	肺がん (慢性気管支炎、肺気腫…) になるかもしれないので…	[会社] [個人]
たばこの吸いすぎで…		[会社] [個人]

健康カモシカ

もしかしたら ○○して (カモシカ要因)	△△になるかもしれないので (カモシカ事例)	※◎◎する (カモシカ対応例)
		[会社]
		[個人]
		[会社]
		[個人]
		[会社]
		[個人]
		[会社]
		[個人]
		[会社]
		[個人]
		[会社]
		[個人]
		[会社]
		[個人]

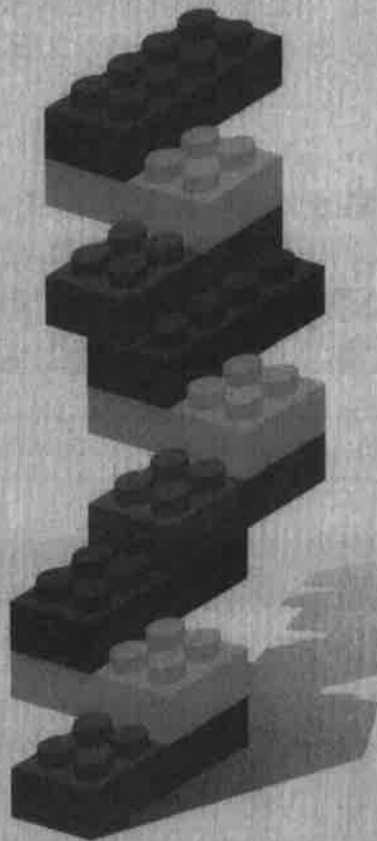
※カモシカ対応 [会社] 健康管理担当者ができること ※[個人] 一人ひとりができること

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務になります。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

従業員の
こころの負担が
積み重なる前に。



働く人のメンタルヘルス不調を防いで、
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することは禁止されています。
- ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

こころの耳 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
(平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ

